



令和7年度
守山市立幼稚園・こども園（短時部）
入園募集要項

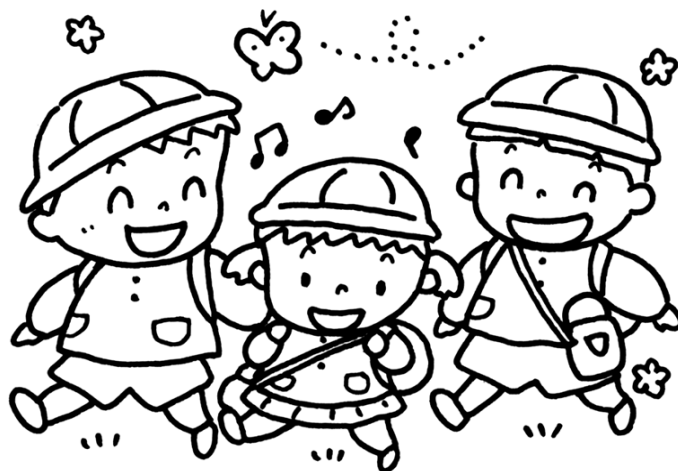
【受付期間】

- ・令和6年9月9日（月）から 令和6年9月13日（金）まで

【受付場所・時間】

入園を希望する幼稚園・こども園（短時部）
（午後2時から午後4時まで）

※募集期間終了後は、受付再開日（10月15日（火）予定、守山市ホームページでお知らせします）以降に守山市役所保育幼稚園課へ直接申し込んでください。



園名・所在地および募集人数

園 名	所 在 地	電話・有線 FAX	募集人数（8月1日時点）		
			3歳児	4歳児	5歳児
認定こども園 守山幼稚園 （短 時 部）	勝部一丁目 13番1号	582-2165 582-4920	45	※	※
★物 部 幼 稚 園	二町町 253番地	583-9551 583-4206	50	52	38
★吉 身 幼 稚 園	吉身三丁目 2番51号	583-6202 583-6204	75	70	75
★立入が丘幼稚園	立入町 226番地の1	581-0088 581-0143	50	44	46
小津こども園 （短 時 部）	欲賀町 879番地	585-0226 585-5642	35	※	※
玉津こども園 （短 時 部）	赤野井町 39番地の3	585-0202 585-5661	20	※	※
★河 西 幼 稚 園	今市町 25番地の1	582-4447 582-4903	70	36	28
★速 野 幼 稚 園	水保町 2399番地の1	585-1175 585-0442	50	59	50
中洲こども園 （短 時 部）	幸津川町 1406番地	585-2454 585-5660	10	※	※
教育委員会事務局 保 育 幼 稚 園 課	吉身二丁目 5番22号	582-1129 582-1138			

※長時部の受入状況等によって変動があります。

・各学年の申し込み状況は守山市ホームページに掲載します。

★物部幼稚園・吉身幼稚園・立入が丘幼稚園・河西幼稚園・速野幼稚園においては、預かり保育を実施しています。

1 入園対象者

(1) 入園できる幼児の年齢

- ・ 3歳児 令和3年4月2日から令和4年4月1日までの間に生まれた幼児
- ・ 4歳児 令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に生まれた幼児
- ・ 5歳児 平成31年4月2日から令和2年4月1日までの間に生まれた幼児

(2) 申込できる幼児

原則、保護者が守山市に住民登録をしており、守山市にお住まいの幼児です。

ただし、入園申込み時点において、令和7年3月31日までに転入を予定している幼児も含めます。(転入予定の証明となるものが必要です。)

(3) 通園区域

市内全域とします。ただし、小学校通学区域の幼児の就園を優先します。

2 入園手続き

(1) 提出いただく書類

- ①入園申込書
- ②教育・保育給付認定申請書
- ③本人確認書類（詳しくは別紙“保護者のみなさまへ”をご覧ください。）

(2) 受付期間・時間および場所

- ・ **令和6年9月9日（月）から令和6年9月13日（金）までの間**

午後2時から午後4時まで（都合の悪い場合は、園に相談してください。）

各幼稚園・こども園で受付を行います。（入園を希望する園へ申し込んでください。）

(3) 留意事項

- ・ 入園を希望する幼児の中で、乳幼児健診結果や健康状態、言葉、食事、排泄など特に配慮を要する場合については、申込書に必ず記載してください。
- ・ 幼稚園・こども園(短時部)と保育園・こども園(長時部)の**二重申込みはできません**。
(現在、保育園・こども園(長時部)に在園されている方は、退園届の提出が必要になります。)
- ・ 複数園への申込みはできません。



(4) その他

受付期間終了時点で定員に空きがある園に対する希望園変更のみ、下記の日程にて守山市役所保育幼稚園課で受け付けます。空き状況については守山市ホームページでお知らせします。また、受付期間終了後に新規で入園を希望される場合は、受付再開日以降に守山市役所保育幼稚園課へ直接申し込んでください。定員に余裕がある場合は、順次受け付けます。

募集人数を上回る入園申込みがあった場合、抽選等をさせていただくことがあります。なお、希望園変更の結果、定員を上回った場合は、希望園変更者のみでの抽選となります。また、抽選もれとなった方を対象に、入園申込の受付再開前に空きがある園への申し込みを受け付けます。

【希望園変更期間】	令和6年9月17日（火）から 令和6年9月18日（水）まで
【抽選日】※実施しない場合もあります	令和6年9月下旬頃（対象者に個別で通知します）
【抽選もれの方の受付期間】	令和6年10月1日～2日（対象者に個別で通知します）
【受付再開日】	令和6年10月15日（火）（守山市ホームページでお知らせします）

3 入園通知等

(1) 入園内定通知

入園内定は、令和6年11月上旬に通知します。

(2) 入園前の健康診断

令和6年11月下旬から12月中旬

（入園内定通知とともに通知します。）



4 諸費等

(1) 諸費

入園準備用品代 （3歳児のみ）	別途徴収します。（はさみ・のり・マーカー、パスなど）
諸費（教材費・行事諸費等）	月額1,000円 ※必要に応じて、別途徴収することがあります。

(2) 給食費

令和7年度より、幼稚園・こども園短時部全園で給食を実施。

主食費	月額 800円
副食費	月額3,400円

※給食提供月のみ徴収（3歳児は4・5・8月分の徴収なし、4、5歳児は8月分の徴収なし）

※給食費については自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を負担することが原則です。

5 保育時間

(1) 午前保育日（原則として水曜日）

午前8時30分～午前11時30分

(2) 午後保育日（給食）のある日（週4回）

午前8時30分～午後2時 ※3歳児は6月から

6 休園日等

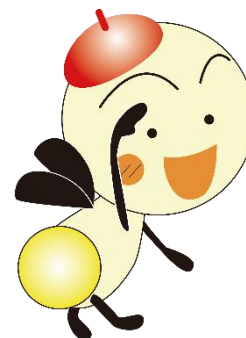
休園日等については、次のとおり予定しています。

〈土曜日・日曜日・祝日〉

〈夏季休業日〉 7月21日から8月31日まで

〈冬季休業日〉 12月24日から1月6日まで

〈学年末・学年始休業日〉 3月24日から4月8日まで



守山市PRキャラクター もーりー

令和7年度から
預かり保育が拡充されるよ！

7 預かり保育

- (1) 実施園 物部幼稚園・吉身幼稚園・立入が丘幼稚園・河西幼稚園・速野幼稚園
- (2) 実施年齢 3～5歳児（3歳児は6月から実施予定 ※ただし、施設等利用給付認定を受け、就労されている方は4月から利用可能）
- (3) 実施日および保育時間

実施日	保育時間
月曜日～金曜日（平日全日）	教育課程終了後～午後4時30分 ※教育課程終了時刻は、3ページに記載の保育時間の終了時刻です。
【下記の長期休業中】 学年始休業（4月3日から4月8日まで）の平日 夏季休業（7月21日から8月12日まで、8月16日から8月31日まで）の平日 冬季休業（12月24日から12月28日、1月4日から1月6日まで）の平日 学年末休業（3月24日から3月29日まで）の平日 ※5歳児は修了証書授与式の翌日から3月27日までの平日	午前8時30分～午後4時30分

(4) 利用できる方

実施園に通園しており、保育を希望される方が対象となります。

◎預かり保育料（園児1人につき） 日額300円 （※長期休業中 日額450円）

★注意★

- 1 幼稚園預かり保育の記載内容は、令和7年4月予定のものです。
- 2 利用を希望する園児の保護者（父および母）の方が就労している場合や出産・疾病等の状態にある場合など保育の必要性が認められる場合は、無償化の対象となります。
保育の必要性の認定には、別途認定申請の手続きが必要となります。
詳細につきましては、「8 施設等利用給付認定」をご覧ください。
- 3 園の運営状況等により、実施できない日があることをご了承ください。
この場合、2か月前にはお知らせします。

8 施設等利用給付認定

(1) 施設等利用給付認定とは（預かり保育をご利用の方）

幼児教育・保育の無償化に伴い幼稚園の預かり保育や、預かり保育として認可外保育施設等を利用する方について、保育の必要性が認められ、施設等利用給付認定を受けられた方においては、保育料に加えて、預かり保育等の利用料が、上限の範囲内で無償化の対象とすることができます。預かり保育の上限額は、「預かり保育の利用日数×日額上限450円」（ただし月額上限11,300円まで）となります。

※幼稚園等が預かり保育を実施していない場合、預かり保育としての認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となります。その場合は月額上限額（11,300円）が無償化の対象となります。

①【幼稚園等+預かり保育】

預かり保育 ※保育の必要性がある方	利用日数× 日額上限 450 円 を上限に無償
幼稚園・認定こども園（短時部） （基本保育料）※全員	
	無償

②【幼稚園等+認可外保育】

認可外保育 ※保育の必要性がある方	11,300 円 を上限に無償
幼稚園・認定こども園（短時部） （基本保育料）※全員	
	無償

（２）対象者（保育の必要性が認められ、①もしくは②のいずれかに該当する方）

- ①幼稚園の預かり保育を利用される方
- ②預かり保育を実施していない園を利用している方で、預かり保育として認可外保育施設等を利用される方

（３）申請書類

①および②を守山市役所保育幼稚園課へご提出ください。

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ② 保育を必要とする事由を証明する書類（下表のうち該当する項目の必要書類を、**保護者１人につき１枚**提出。）

保育を必要とする事由		必要書類
1	居宅外で就労している方（予定を含む）（※１、３）	就労証明書
2	自営（自宅外自営・親族経営等の自宅を含む）の場合（※１、３）	就労証明書および所得税の確定申告書 （事業開始後間もないため、確定申告をされていない場合は、事業の概要がわかる書類（営業許可証、開業届等））
3	出産前後の方（出産前後６か月に限る）	母子健康手帳の写し（氏名と出産予定日が記載されているページ）
4	保護者が就学の方（※１）	在学証明書等の期間・受講時間がわかる書類（入学予定の場合は合格通知等）
5	保護者が病気の方	病名・病気の程度（保育ができないこと）が明記された診断書の原本
6	保護者が障害をお持ちの方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し（手帳交付を受けていない場合は診断書の原本）
7	保護者が介護・看護している方（同居親族に限る）（※２）	介護等を要する方の診断書（病名・病気の程度や回復までの期間が明記されたもの）の原本（および介護保険証・障害者手帳等の写し）、看護・介護状況申立書
8	災害復旧の場合	罹災（被災）証明書
9	保護者が求職中の方 ※60 日以内に就労することが必要	求職活動に関する申告書（申請時に市役所にて記入）

（※１）１日４時間以上かつ月 15 日以上を満たすことが必要。

（※２）１日４時間以上かつ週４日以上を満たすことが必要。

（※３）就労証明書については市の様式を使用してください。（市ホームページでダウンロード可）

（４）その他

申請方法、申請期間、決定通知等については、市ホームページにてご確認ください。

9 転園・退園手続きおよび除籍

- (1) 退園される場合は、幼稚園・こども園にある所定の様式により退園希望月の前月末日の午前中までに退園届を園長に提出してください。

※転出等のやむを得ない場合を除いては、月末付での退園となります。

- (2) 転園を希望される場合は、転園希望月の前月末日の午前中までに希望園へ新規の申し込みが必要になります。

詳細については市役所保育幼稚園課まで早めにお問い合わせください。

- (3) 正当な理由がなく、欠席が2か月以上にわたる場合は、除籍されることがあります。